

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次の項目にも記載してください。設置していない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》

順 号		301	401	501	601	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
自動販売機の設置年月		昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月	2	
自動販売機の種類		改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	3	
自動販売機の設置位置		店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	4	
酒類自動販売機に係る表示基準の実施状況等	未成年者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	5	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	6	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	7	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	8	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	9	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
店外販売機の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 早急に撤廃予定 ロ 早急に改良型に切替予定 ハ 稼働させていない ニ 撤廃する予定はない)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	10	
	(2) (1)で「イ」又は「ロ」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を記載してください。	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	11	
	(3) (1)で「ニ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を右欄から選択し記号を○で囲んでください。	a 経済的な理由（売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難） b 周辺地域の酒販店が撤去していない c その他〔具体的に：				12	
表示基準を遵守しない理由	(1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 基準を知らなかった ロ 基準を理解していなかった ハ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	13	
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を記載してください。	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	14	
販売停止等のためのタイマーの設置の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	15	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	16	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

※ 税務署整理欄

--

《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》

氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

《責任者の指名の基準》

番号	基 準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3箇所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【 記 載 要 領 】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

1面関係

- 4 「酒類販売管理研修の受講状況」欄は、酒類販売管理者の研修受講状況を記載してください。また、「直近の研修受講年月日」欄には、直近に受講した「酒類販売管理研修」又は3年ごとの「定期研修」の受講日を記載してください。

3面関係

- 5 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼働可能となる等、未成年者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。）。

- 6 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。）。

- 7 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

【参考】 全国小売酒販組合中央会は、平成7年5月に、平成12年5月を期限とする現行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、国税庁としても、平成7年7月に「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場合には、改良型自動販売機以外は設置しない、また改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への切換えを行うよう必要な助言を行ってきています。

- 8 「表示基準を遵守しない理由」欄の(1)は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を遵守していない場合に、その理由をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

また、今後、表示をする予定日を(2)の記載欄に記載してください。

※ 税務署整理欄

--